ロ　法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする小型特殊自動車（以下この項において「申請小型特殊自動車」という。）の所有者の氏名又は名称及び住所又は本店若しくは主たる事務所の所在地並びに当該申請小型特殊自動車の標識番号、車台番号、種別及び主たる定置場

ハ　当該被災小型特殊自動車の所有者につき、既に法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けた被災小型特殊自動車に代わるものと市町村長が認める小型特殊自動車がある場合にはその台数、標識番号及び車台番号

ニ　イからハまでに規定するもののほか、申請小型特殊自動車が被災小型特殊自動車に代わるものと認めるに際し、法附則第五十七条第三項に規定する市町村長が必要と認める事項

二　滅失し、若しくは損壊した小型特殊自動車が被災小型特殊自動車であることについて当該小型特殊自動車が滅失し、若しくは損壊した場所の所在地若しくは当該小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が証する書類、被災小型特殊自動車の所有者が法第四百四十七条第一項の規定に基づき条例の定めるところによつて同項に規定する申告書若しくは報告書（当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつた旨の記載があるものに限る。）を提出した際に交付される受付書又は被災小型特殊自動車の主たる定置場所在地の市町村長が当該所有者が被災小型特殊自動車の所有者でなくなつたことについて証する書類

三　政令附則第三十四条第二項第二号及び第三号に掲げる者（以下この号において「相続人等」という。）が、法附則第五十七条第三項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、前二号に掲げるもののほか、戸籍の謄本又は法人に係る登記事項証明書その他のその適用を受けようとする者が相続人等に該当する旨を証する書類

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第二十号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十三年四月二十七日　財務大臣　野田　佳彦

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則

目次

第一章　総則（第一条）
第二章　所得税法等の特例（第二条―第五条）
第三章　法人税法等の特例（第六条―第十一条）
第四章　相続税法等の特例（第十二条―第十四条）
第五章　登録免許税法の特例（第十五条―第十七条）
附則

第一章　総則

（定義）

第一条　この省令において、「東日本大震災」とは、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項に規定する東日本大震災をいう。

2　次章において、「確定申告書」又は「国内」とは、それぞれ法第二条第二項第二号又は第九号に規定する確定申告書又は国内をいう。

3　第三章において「分割法人」、「現物出資法人」、「連結親法人」又は「連結子法人」とは、それぞれ法第二条第三項第二十四号、第二十五号、第二十九号又は第三十二号に規定する分割法人、現物出資法人、連結親法人又は連結子法人をいう。

第二章　所得税法等の特例

（震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除）

第二条　法第八条第一項の規定により所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第七十八条の規定を適用する場合における所得税法施行規則（昭和四十年大蔵省令第十一号）第四十七条の二第三項の規定の適用については、同項第一号イ中「場合には」とあるのは「場合には」と、「含む」とあるのは「、当該特定寄附金が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第八条第一項（震災関連寄附金を支出した場合の寄附金控除の特例）に規定する震災関連寄附金（同項に規定する財務大臣が指定した寄附金に限る。）である場合にはその旨をそれぞれ含む」とする。

2　法第八条第二項の規定による控除を受けようとする者は、確定申告書に、同項の規定による控除を受ける金額の計算に関する明細書及び同項に規定する特定震災指定寄附金を受領した法人の次に掲げる事項を証する書類（当該特定震災指定寄附金を支出した者の氏名及び住所の記載があるものに限る。）を添付しなければならない。

一　その寄附金の額

二　その寄附金を受領した旨及びその受領した年月日

三　その寄附金が、法第八条第一項に規定する震災関連寄附金である旨及び同条第二項に規定する被災者支援活動の資金に充てられるものである旨

四　その寄附金を受領した法人の名称

（財産形成住宅貯蓄契約等の要件に該当しない事実が生じた場合の課税の特例）

第三条　法第十条第一項の規定による確認は、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第四条の二第四項に規定する財産形成非課税住宅貯蓄申告書を提出した個人から次に掲げる事項を記載した書面による申出を受けて行われるものとする。

一　その者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

二　その者の租税特別措置法第四条の二第一項に規定する勤務先の名称及び所在地

三　現に租税特別措置法第四条の二第一項に規定する財産形成住宅貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等（同項に規定する金融機関の営業所等をいう。次項において同じ。）の名称及び所在地

四　法第十条第一項に規定する事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細

五　その他参考となるべき事項

2　法第十条第二項の規定による確認は、租税特別措置法第四条の三第四項に規定する財産形成非課税年金貯蓄申告書を提出した個人から次に掲げる事項を記載した書面による申出を受けて行われるものとする。

一　その者の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）

二　その者の租税特別措置法第四条の三第一項に規定する勤務先の名称及び所在地

三　現に租税特別措置法第四条の三第一項に規定する財産形成年金貯蓄の受入れをしている金融機関の営業所等の名称及び所在地

四　法第十条第二項に規定する事実が東日本大震災によって被害を受けたことにより生じたことについての事情の詳細

五　その他参考となるべき事項

3　前二項の書面には、第一項第四号又は前項第四号に掲げる事項を証する書類を添付しなければならない。ただし、税務署長においてやむを得ない事情があると認める場合には、当該書類を添付することを要しない。